

(様式第6-2号)

年 月 日

(あて先)

公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構
代表理事 西村 弘毅

所在地
名 称
代表者

印

役員等名簿

次の役員等名簿に記載された者が高付加価値化促進事業助成金交付規程第4条第2項に規定する排除対象者に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

役職名	ふりがな 氏 名	性別	住 所	生年月日

1. 申請日時点の役員等について記載してください。
2. この名簿には、登記事項証明書に現在、役員（代表者、監査役を含む。）として登載されている者を記載してください。
3. 書ききれない場合は、複数枚使用してください。
4. この名簿に記載されたすべての個人情報、公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構個人情報保護規程に基づいて取り扱うものとし、高付加価値化促進事業助成金交付規程第4条第2項に規定する排除対象者に該当しないことの確認以外の目的には使用しません。

※参考

○高付加価値化促進事業助成金交付規程

第4条2項 抜 粋

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第2条第2号 抜 粋

暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう

○東大阪市暴力団排除条例

第2条第3号 抜 粋

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。